

松 浦 商工会議所NEWS

令和2年1月24日発行

第43号

発行:松浦商工会議所
長崎県松浦市志佐町浦免1807
TEL 0956-72-2151
FAX 0956-72-0199

今号の主な内容

- ・年頭所感(会頭挨拶)
- ・確定申告のお知らせ
- ・初の会員交流新年会を開催
- ・松浦市ビジネスプランコンテスト開催
- ・高橋博之氏(前会頭)慰労会開催
- ・松浦よかばい朝トラ市開催
- ・松浦YEGコーナー
第4回こども博開催、木育ツリー点灯式、令和2年度会長選任
- ・女性会コーナー
第53回長崎県商工会議所女性会連合会島原大会
- ・各支部活動報告
＜志佐＞志佐町商店街に防犯カメラ8台設置
＜今福＞第9回今福和一処祭り「福フク・キラ☆ハッピーデー」イルミネーション点灯式
- ・新会員紹介
- ・行事予定(11月～3月)
- ・労政協コーナー
企業対抗ボウリング大会開催、勤労者の祭典開催
- ・法律相談コラム
- ・商工会議所の歴史

年頭所感



会 頭
稲 沢 文 員
(株式会社稲沢鐵工)

新年あけましておめでとうございます。
令和初の、輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

さて、昨年は国内外に、実に、多くの動きがありました。わが国では30年ぶりの御代替(みよがわり)をへて「令和」時代の幕が開きました。大変な盛り上がりを見せたラグビーワールドカップ、5年ぶりの消費税率引上げ等、重要な出来事が相次ぎました。

一方で、台風等の自然災害による被害も、広範囲かつ、甚大なものとなりました。

松浦市でも今福町浜の脇地区や、不老山の山道の地滑りなどの大規模災害が発生しました。幸い人的被害はなかったものの自然の災害の怖さを改めて、感じた年でもありました。

一方、我が松浦の地方経済も多くの問題を抱えています。日本社会の構造変化と同様に、経営悪化、後継者不足による廃業件数の拡大、商店街の寡占化による疲弊が、松浦経済の足かせになっております。

松浦商工会議所でも、創業支援に力を注いでいますが事業所の廃業率が開業率を上回り商工業者数は減少の一途です。

近年では松浦の事業に見切りをつけて他地区への事業所移転も行われるようになってきました。今後は少子化や若者の都市流失の影響が拡大し、ますます廃業者が、増加するものと考えられます。

また現に、松浦市内中心部においては、廃業店舗が相次いで発生しました。深刻なのは廃業店舗

が、その後空き店舗としてとどまらず、住居化していることです。そのため新規店舗にならず、中心商店街の形成維持ができなくなっている現状が多くみられます。

そのような事業会員の減少は会議所の運営にも影響を与えています。県補助金の額が年々会員の減少とともに減少し、今のままでは、一般財源だけでは職員雇用が困難な時期を迎えます。松浦商工会議所は、県内でも最小会員数の会議所であり、一般会計財源が非常に乏しい状況があります。

このような危機感のもと、会議所の活性化を模索し、ビジョン委員会を中心に会議所の活性化を図るための手段を模索し、会議を重ねてまいりました。

昨年の第5回常議委員会におきまして、今までなかなか活動ができなかった5つの部会を4つの部会に縮小し活動がしやすいように改めることにしました。

この部会以外にも、目的の達成に必要な企画・立案のできる委員会を設けて時限的に設置し、柔軟な対応を図っていく考えであります。

各部会の部会長や委員会を今年度中に決定させていただき、新年度の4月からの始動に向けて準備を進めているところです。

又、本来会議所とは、個々の会員事業者の為の会議所であることから、会員の要望相談に親身になって応えられる事務局運営に努めてまいります。

当所会員事業所の中には、世界や全国に羽ばたく企業が多くあります。会員の皆様と議員の皆様、会議所職員が一緒になって、今ある現状を認識し、知恵を出し、語りあいながら松浦商工会議所のありべき姿を創造して行きます。

今後中小企業にとっては厳しい経済環境が続くと予想されます、地方創生に創意と熱意を持って取り組み、地域社会の再生に向け商工業の発展はもとより地域資源を活かし「松浦の未来」を目指した街づくりを進め、真に頼られる組織として役割を果たしてまいります。

結びに、松浦商工会議所への一層のご支援と協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

事業主の皆様へ (確定申告の件)

当所で申告書作成支援をご希望の方は

3月4日(水)までが期限です。

特に消費税申告の方はお早めのご連絡をお願いします。

※確定申告における留意事項

- ①松浦商工会議所での代理確定申告は、全て顧問税理士の電子署名により、e-tax(インターネット送信による確定申告)を利用しています。よって、ネット申告により税務署受付印が押印された確定申告用紙は当所ではご用意できません。
- ②税務署受付印の代わりとしてe-tax受付票(税務署からの受付メール)を保管しておりますので必要の際は商工会議所へご連絡下さい。

※各種届出書提出における留意事項

- ①各種届出書に関しては従来どおり書面を税務署窓口へ提出しております。よって税務署受付印がある控えを当所で保管いたしますので、必要の際はご連絡下さい。

※納付期限

納期等の区分	法定納付期限 (納付書利用)	口座振替利用
令和元年分 所得税納付	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
令和元年分 所得税延納	令和2年6月1日(月)	令和2年6月1日(月)
令和元年分 消費税納付	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)

口座振替利用は税務署への事前手続きが必要です。

○確定申告をする必要がある方

●事業所得や農業所得、不動産所得のある人

- 売上・各経費の集計(青色申告の方は月毎に集計)
- 生命保険・損害保険・小規模企業共済・国民年金の控除証明書
- 国民健康保険税・介護保険料の1年間に支払った証明書(市役所にて発行)
- 医療費控除→1年間に支払った領収書を用意し合計する
- 扶養控除→配偶者やお子さん等のお名前・生年月日
- 住宅取得等特別控除

●給料のある人で、次の方は申告する必要があります

- 給与の源泉徴収票をご準備下さい

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・給与を1ヶ所から受けている人で、給与及び退職給与以外の所得合計が20万円を超える人
- ・給与を2ヶ所から受けている人
- ・前年中に支払った医療費が10万円を超えている人(医療費控除)
- ・前年中に借入をして住宅を購入した人(住宅取得特別控除)
- ・前年の途中に退職した後就職しなかった人

初の会員交流新年会開催

1月9日(木)松浦シティホテルにて、初の全会員による新年会が盛会に開催されました。

当日は多数のご来賓と会員の皆様にご出席いただき、会員同士や役員との交流ができ、参加された方々から、非常に良かったというお声を多くいただきました。

*参加者数 ご来賓15名・会員様75名・役員38名
計128名



松浦市ビジネスプラン コンテスト開催

去る12月26日に、松浦市が主催するビジネスプランコンテストが実施され、3名の方が表彰された。

本コンテストは、松浦市の創業者創出を活発に進める目的で3年前より実施されている。

今回コンテストに応募された方々は、本年度松浦起業塾(主催:商工会議所)の塾生として、昨年8月より5日間にわたり、創業に向けた学習を進められてきた。

コンテスト結果は次の通り。

最優秀賞=白石真希さん(星鹿町)

優秀賞=有田喜博さん(調川町)

銀行協会賞=山崎誠也さん(星鹿町)

高橋博之氏(前会頭) 慰労会の開催

昨年12月3日(火)に松浦シティホテルにて、前会頭の高橋博之氏の慰労会を開催しました。

当日は会議所の議員、役職員のほか多くのご来賓や高橋前会頭の在任期間に関わられた皆様方(60名)にもご出席をいただきました。

また、稲沢会頭から、5期15年の労に感謝し、感謝状と記念品が授与されました。



松浦よかばい朝トラ市 開催

昨年12月1日(日)に松浦海のふるさと館横(芝生広場)にて、恒例の朝トラ市(農産物販売)を開催しました。

当日は雨模様の中、本部では、地元のくるまえび、石巻雄勝産ホタテ、山形産ラフランス等の販売を行い、その他会員内外の事業者30先の出店協力もあり、多くの来場があり賑わいを見せました。(来場者数 約1,500人)



～松浦YEGコーナー～

子供も大人も学んで楽しんだ 「第4回松浦こども博」

令和元年11月10日(日)に松浦商工会議所青年部(会長 日高雅之)による「松浦こども博」を開催しました。

当イベントは、これからの松浦を担う子どもたちに職業体験の場を提供することで、将来の夢を育むきっかけをつくるとともに地元の産業に対する関心と理解を深めてもらうことを目的として今年で4年目を迎えました。

今回は、職業を体験できるブースのほか、「木育」をテーマとして木育ツリーの周りにも木のおもちゃなどで遊べるスペースの設置や、プロゲーマーちくりんによる「e-スポーツ」の体験、調川港にて陸上自衛隊「水中処分母船」の一般公開など、地元事業所を中心に趣向を凝らした様々なイベントが実施され、開催史上最多となる約3,400名のご来場があり、会場は大いに盛り上がりました。



「第4回松浦こども博」木育ツリーを市役所ロビーに展示

令和元年12月4日（水）に第4回こども博で展示した「木育ツリー」を松浦市役所ロビーに設置し、点灯式を開催しました。

志佐保育園や子育て広場うらっこ、松浦児童館の子ども達に飾り付けを手伝ってもらい、市役所ロビーが鮮やかに彩られました。



令和2年度会長は松浦誠氏に選任

当所青年部の定例総会が12月18日（水）に開催され、松浦誠氏が令和2年度会長として選任されました。松浦次年度会長は、令和2年度スローガン「ONE TEAM」～子ども達の「夢のために！未来のために！」「本気で遊ぶ！本気で楽しむ！」YEG～を掲げ、今一度「YEGとは何か？」「YEGで何ができるのか？」「YEG活動からの事業の発展」など、所属するメリットを明確化し、YEG活動とは何かを再認識するとともに、会員間の絆を深め、組織力を強化し、松浦YEGが「ONE TEAM」になって楽しく活動していくことで地域へ広く松浦YEGを認識してもらい、地域にとってなくてはならない存在にしていきたいと表明されました。



女性会コーナー

第53回長崎県商工会議所女性会連合会島原大会

令和元年10月25日（金）にホテル南風楼に於いて、長崎商工会議所女性会連合会 島原大会が開催されました。県内女性会会員、約130名が集結し、当女性会より小松会長、他10名が参加しました。

大会宣言では、「組織の拡充強化を図り、会員相互の連携をより一層深め、地域経済の活性化、福祉の向上など、未来の豊かな社会構築に貢献します。」と宣言され、島原商工会議所女性会活動の報告発表がありました。その後、次期開催地は、長崎となることから長崎女性会の中嶋会長が挨拶されました。

講演会は、ミュージカル、舞台、テレビなど多方面で活躍されている 今 陽子氏による「楽しく生きれば元気になれる」と題して講演が行われました。

講演会終了後には、懇親会が行われ県内女性会等の方々と交流を深めることができました。



各支部活動報告

志佐町商店街に防犯カメラ8台設置(志佐)

志佐商工振興会（会長：山本浩史）は、平成29年度より長崎県及び松浦市の支援を受けて進めてきた防犯カメラ設置がこの度完了した。

このカメラの目的は、防犯及び防災の強化を図ることで、商店街にて安心してお買い物を楽しんでいただくために設置されたものである。

また、本カメラ運用に関しては、松浦警察署と相互協力のもと、安心安全なまちづくりに寄与していく予定。

防犯カメラは次の場所に設置

- ①振興通り内砂利駐車場付近
- ②法知園横交差点付近
- ③少年センター前交差点付近
- ④蓮田橋信号交差点付近
- ⑤松浦駅前交差点付近
- ⑥古賀家具前丁字路付近
- ⑦ファミリーマート前交差点付近
- ⑧親和銀行前丁字路付近

イルミネーション点灯式を開催(今福)

松浦商工会議所今福支部は、12月7日(土)に今福大川お祭り広場において第9回今福和一処祭り「福フク・キラ☆・ハッピーデー」イルミネーション点灯式が開催されました。

このイベントは今福支部がまちづくりについてプランを策定し、今年で3度目となります。

当日は、カウントダウンで15,000個のイルミネーションが点灯され、今福の夜のまちを彩り、ぜんざいの無料ふるまいやおでん、焼鳥、町内の商店等が出店販売されました。

また、ステージでは、「Kazutomo」のKazuさんと佐世保キャンディーズのライブで盛り上がりました。



★★新会員紹介★★

ご入会ありがとうございました
事業発展をご祈念申し上げます。

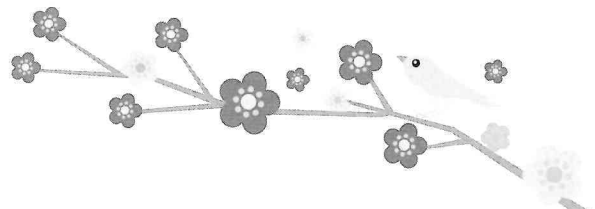
事業所名称	氏名	業種	支部
NPO法人デイリーエール エールまつうら	堀 郡丈	サービス業	志佐町
ばんしゃく屋	福本 吉雄	飲食業	志佐町
山本設計事務所	山本 龍彦	建築設計	志佐町
ごはんとおさけ櫛	川浪 剛人	飲食業	志佐町
花専科	岩木 保徳	その他	御厨町

1月20日までの受付分

行事報告・予定(11月~3月)

月	日	内 容
11	7	松浦商工会議所会員事業所向け集団検診受付(志佐・御厨)
11	8	松浦商工会議所会員事業所向け集団検診受付(今福)
11	10	第4回松浦こども博
11	14	労政協「第32回ボウリング大会」
11	17	第153回簿記検定試験
11	18~19	長崎県監査
11	24	労政協「第32回勤労者の祭典」
12	2	松浦よかばい朝トラ市
12	3	松浦商工会議所 上期監査 松浦商工会議所 第5回常議員会
12	4	木育ツリー点灯式
12	7	福フク・キラ☆・ハッピーデー イルミネーション点灯式
1	9	松浦商工会議所 会員交流新年会
1	17	志佐商工振興会新年会
1	20	源泉所得税納期の特例分(7月~12月)納付期限
1	22	松浦商工会議所女性会新年会
1	29	松浦商工会議所青年部新年会
1	31	労働保険料の納付期限
2	9	第218回日商珠算検定試験
2	17	所得税の確定申告の開始
2	23	第154回日商簿記検定試験
3	8	第5回春のお菓子まつり
3	16	所得税の確定申告期限
3	下旬 予定	松浦商工会議所 第6回常議員会

※上記、予定については松浦商工会議所が独自に調査したものです。
変更等がある場合がございますのでご了承下さい。



企業対抗ボウリング大会を開催

令和元年11月13日(水)伊万里ラッキーボウリングにて「第32回労政協ボウリング大会」が開催されました。松浦市商工業労政推進協議会(会長 眞弓隆治)に所属される事業所の従業員皆様方の健康増進並びに集団相互の交流を深めることを目的とし毎年開催しております。大会結果は下記の通りとなります。

〈個人戦 女性の部〉

優勝 植野雅代 (㈱親和銀行松浦支店)
準優勝 山本路子 (㈱親和銀行松浦支店)

〈チーム対抗戦〉

優勝 宿命チーム
(九州電力㈱松浦発電所)
準優勝 NKKチーム
(西九州共同港湾㈱)
第3位 中興化成工業Aチーム
(中興化成工業㈱)

〈個人戦 男性の部〉

優勝 肥後橋渉
(九州電力㈱松浦発電所)
準優勝 前田作裕
(住商エアバッグ・システムズ㈱)



第32回勤労者の祭典を開催

令和元年11月24日(日)松浦商工会議所・松浦市文化会館において松浦市商工業労政推進協議会による「第32回勤労者の祭典」が開催されました。この祭典では、会員企業より推薦された従業員9名の方々を勤続年数に応じて表彰式を行い、ご来賓の方からの祝辞の後、被表彰者を代表され、九州松下工業㈱ 久住呂利憲さんが謝辞を述べられました。

表彰式の後、12チームによる「職場対抗ソフトバレーボール大会」及び「お楽しみ抽選会」も行われました。

被表彰者名簿、ソフトバレーボール大会成績は以下の通りです。

表彰基準	事業所名	被表彰者氏名
勤続20年以上	株式会社エミネントスラックス	本山 時代
勤続20年以上	中興化成工業株式会社 松浦生産本部	末永 豊治
勤続20年以上	九州松下工業株式会社	久住呂 利憲
勤続20年以上	電源開発(㈱松浦火力発電所)	金石 尚喜
勤続15年以上	西日本魚市株式会社	松永 美香
勤続15年以上	松浦衛生株式会社	藤崎 直樹
勤続10年以上	有限会社ソーイング村末	渡口 茂乃
勤続10年以上	コスモ開発株式会社	北嶋 美恵子
勤続5年以上	今福保育園	日野 由里枝



ソフトバレーボール大会成績

優勝 SAS-A
(住商エアバッグ・システムズ㈱)
準優勝 うえのJAPAN
(㈱親和銀行松浦支店)
第3位 松浦衛生A
(松浦衛生㈱)



法律相談コラム

◆保証人と連帯保証人の違いとは◆

Q 少し前に、ニュースで、保証人に対して、半額の支払義務しかないはずなのに全額請求していたことが問題となっている、という話を目にしました。

全体的によく分からないのですが、特に気になったのは、保証人が半額の支払義務しかない、ということがあるのでしょうか？

A 実は、法律上は、「保証人」と「連帯保証人」は別のもので、違いがあります。報道された事例では、請求する側がこれを区別していなかったようですね。

ちなみに、世間的に理解されているいわゆる保証人は、法律上はむしろ「連帯保証人」のことですので、注意してください。

さて、法律上の「保証人」は、債務者本人が債務を履行しないときに、代わって履行する責任を負います。これは「連帯保証人」も同じです。

ただし、「保証人」には、次のルールが適用されます。

- ・保証人は、まず主債務者に先に請求するように主張できます（催告の抗弁）
- ・保証人は、主債務者に資力があって容易に差押え等ができることを明らかにすれば、まず主債務者の財産に対して先に差押え等をするように主張できます（検索の抗弁）
- ・保証人が数人いる場合は、原則として、それぞれの保証人は債務を等分で負担します（2人なら2分の1ずつ、3人なら3分の1ずつ）（分別の利益）

一方、法律上の「連帯保証人」も、債務者本人が債務を履行しないときに、代わって履行する責任を負います。

ただし、「保証人」と違って、催告の抗弁・検索の抗弁・分別の利益のルールが適用されません。

したがって、主債務者に先に請求するように主張したり、主債務者の財産に先に差押え等をするよう主張することはできません。また、保証人・連帯保証人の人数にかかわらず、連帯保証人は主債務者の債務全額を負担します。

もし、「保証人」が1人、「連帯保証人」が1人の場合に、主債務者が債務を履行できなくなったときは、保証人は、債務の半額のみ負担するのに対し、連帯保証人は、債務の全額を負担することになります。

※「保証人」が常に債務の半額の負担しか負わないわけではありません。他の「保証人」「連帯保証人」の人数によります。

報道されている事例では、同様の場面で、債権者側がこの違いを説明せずに、保証人にも債務の全額を請求していたため、問題視されたわけです。

ちなみに、報道されている事例では、債権者側は、分別の利益は保証人が主張すべきことであるから、請求段階では保証人に全額を請求しても違法ではない（保証人が分別の利益を主張してきたときに対応すれば問題ない）と主張しているようです。

この主張については、筆者としては民法の条文との関係で疑問を感じていますが、おそらく今後裁判所の判断がなされるのではないかと思います。

いずれにせよ、実際の事例では、専門的な法的判断が必要となりますので、弁護士等の専門家にご相談されるようにしてください。

◆あおり運転◆

Q 「あおり運転」のニュースをよく見ます。処罰が軽いのではないかと、いわれていますが、法律ではどうなっているのでしょうか。

A 「あおり運転」といわれる運転行為は、法律上処罰

される場合があります。道路交通法による処罰と、刑法・自動車運転死傷行為処罰法による処罰があります。

まず「あおり運転」という用語ですが、法律上の用語ではありません。意味が必ずしも明確でなく、使われ方が変わってきているように感じます。

伝統的なあおり運転は、「道を譲れ」「先に行かせろ」という意図でなされる警告的または恫喝的な運転のことを指していたと思います。具体的な行為としては、車間距離を極端に詰める、不快なパッシングをする等ですね。

これに対して、最近、あおり運転として報道されるのは、怒りや報復などの意図でなされる故意の危険な運転の場合のようです。具体的には、車間距離を極端に詰める、意図的な幅寄せ・割り込み・急ブレーキ等ですが、その目的が、相手に対する加害そのものにある行為が目につきます。

本来、後者は、「あおり運転」というより、加害運転、報復運転など、別の用語をあてるべき類型のように思います。

いずれにしても、これらは、法律上も違反として処罰される可能性がある行為です。ただ、その運転が重大な結果を引き起こした場合に、法律上の罰則等が十分ではないのではないかと、指摘されています。

上記であげたような運転方法は、次のとおり、道路交通法上の義務に違反し、処罰される可能性があります

車間距離を極端に詰める：車間距離保持義務違反（道路交通法26条）

一般道の場合・・・5万円以下の罰金

高速道路の場合・・・3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

意図的な幅寄せ：安全運転義務違反（道路交通法70条）

・・・3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

意図的な割り込み（進路変更）：危険な進路変更の禁止（道路交通法26条の2）

・・・5万円以下の罰金

意図的な急ブレーキ：危険防止以外での急ブレーキの禁止（道路交通法24条）

・・・3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

故意の報復的・加害的な運転の場合は、刑法上の暴行罪にあたる可能性があります。

暴行罪（刑法208条）・・・2年以下の懲役もしくは30万円以下の懲役等

故意の危険な運転によって人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪にあたる可能性があります。適用される範囲は限定されますが、処罰もかなり重くなります。

危険運転致死傷罪（自動車運転死傷行為処罰法2条4号、人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為）

人を負傷させた場合・・・15年以下の懲役

人を死亡させた場合・・・1年以上20年以下の懲役

なお、故意に車両を接触させたような場合には、殺人罪にあたる可能性もあります。

「あおり運転」の処罰については、現在、法改正が検討されています。道路交通法の中に、新たな違反類型が創設される可能性があります。今後の動向にもご注意ください。

（注）本コラムは、個別の事案についての結論を保証するものではありませんので、具体的な事案について疑問がある場合には必ず専門家にお尋ねください。

〒848-0041 佐賀県伊万里市新天町615-1
弁護士法人いまり法律事務所
弁護士 坪 悠樹【文責】



1. 商工会議所の歴史

商工会議所設立から現在まで

商工会議所の母体は、中世より近世にかけて西欧諸都市において商工業者間で結成された「ギルド」だといわれています。世界初の商工会議所は、1599年のフランスのマルセイユに組織されたマルセイユ商業会議所。それ以来ヨーロッパ大陸諸国には、フランスに範をとった商工会議所が続々設立されました。

日本においては、1878（明治11）年、江戸時代に欧米列強と締結した「貿易に関する不平等条約」の撤廃を目的に、東京、大阪、神戸の3箇所に商法会議所として設立されたのがはじまりです。1892（明治25）年には、15の商業会議所がその連合体として商業会議所連合会（現在の日本商工会議所）を結成。今日では商工会議所法に基づく認可法人の位置付けとなっています。



日本商工会議所

The Japan Chamber of Commerce and Industry

1878年 （明治11）

英国の商工会議所（加入・脱退自由、会員会費により運営）を模範に「東京商法会議所」設立。その後、大阪（8月）、神戸（10月）と続き、1885（明治18）年までに32の商法会議所が誕生。

1891年 （明治24）

全国の経済の発展と国際化の進展に伴い、会議所制度の強化が必要とされ、条例が施行。

1892年 （明治25）

全国15の商業会議所の連合体として「商業会議所連合会」設立。

1922年 （大正11）

商業会議所連合会の常設の機構・事務局を設置（事実上、日本商工会議所誕生）。

1928年 （昭和3）

商工会議所法の施行に伴い、「日本商工会議所」が成立。

1943年 （昭和18）

「商工経済会法」施行。商工業者の自治機関から、行政機構の下部機構的な制度に変質し、全国144商工会議所は47（各都道府県単位）の商工経済会に再編成された。

1950年 （昭和25）

（社団法人）商工会議所法施行。本法律に基づき既存商工会議所を検討した結果、301商工会議所が新商工会議所として再出発。

1953年 （昭和28）

現「商工会議所法」施行。翌年には、本法律に基づき、「社団法人東京商工会議所→東京商工会議所」「社団法人日本商工会議所→日本商工会議所」として特別認可法人に改組。

1954年 （昭和29）

商工会議所法第三章の「日本商工会議所」に基づき特別認可法人となる。

1960年 （昭和35）

小規模事業振興のため、経営改善普及事業が開始される。

1973年 （昭和48）

商工会議所の提唱による小企業経営改善資金（マル経）融資制度が発足。

2002年 （平成14）

前年の「特殊法人等整理合理化計画」に関連して特別民間法人に改編される。

現在

全国515商工会議所、125万会員を有する。



▲日本商工会議所
（当時商業会議所連合会）初代会頭
藤山 雷太



▲東京商法会議所 初代会頭
桜井 栄一



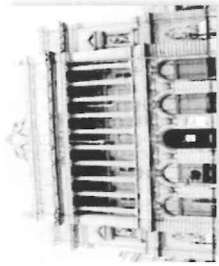
▲大阪商法会議所 初代会頭
五代 友厚



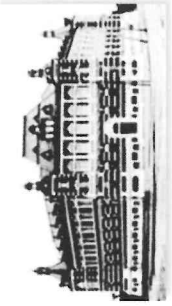
▲日本商工会議所 第19代会頭
三村 明夫



▲東京商工会議所ビル（2014年当時。現在観音堂工事中）



▲マルセイユ商業会議所
（世界初の商工会議所）



▲東京商法会議所（設立当時）